

令和 7 年度第 1 回船橋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時 令和 7 年 1 0 月 7 日（火） 午前 1 0 時 3 0 ～ 1 1 時 3 5 分

場 所 船橋市役所 9 階 第 1 会議室

出席委員	伊 藤 研 吾	市川市農業協同組合 常務理事
	篠 田 好 造	船橋商工会議所 会頭
	田 中 大 介	船橋青年会議所 専務理事
	茶 谷 勝	連合千葉総武地域協議会 副議長
	早 川 淑 男	船橋市自治会連合協議会 会長
	山 田 聡	公益社団法人船橋法人会 副会長
	山 本 綾	千葉県弁護士会京葉支部
	山 本 寛	青山学院大学 名誉教授
	吉 田 綾 子	船橋市民生児童委員協議会 副会長

市出席者 松戸市長

事務局 総務部長、職員課長、職員課長補佐、職員課給与係長、職員課職員

次 第

1. 開会
2. 市長挨拶・諮問書伝達
3. 会長の選出
4. 議事
関係資料の説明、今後の審議会の進め方等
5. 閉会

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

10時30分開会

1. 開会

○職員課長

それでは令和7年度第1回船橋市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、本審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。私は職員課長の國澤と申します。よろしくお願いいたします。

初めに委嘱状の交付を行います。委員の皆様は順番にその場でお立ちください。

(委嘱状交付)

最初の審議会でございますので、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

まず市川市農業協同組合の常務理事をされておられます伊藤研吾委員でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、船橋商工会議所の会頭をされております篠田好造委員でございます。

続きまして、船橋青年会議所の専務理事をされております田中大輔委員でございます。

続きまして、連合千葉の総武地域協議会の副議長をされております茶屋勝委員でございます。

続きまして、船橋市自治会連合協議会の会長されておられます早川淑夫委員でございます。

続きまして、船橋法人会の副会長されておられます山田聡議員でございます。

続きまして、千葉県弁護士会経営支部より山本綾委員でございます。

続きまして、青山学院大学の名誉教授をされておられます山本寛委員でございます。

続きまして、船橋市民生児童委員協議会の副会長されておられます吉田綾子委員でございます。

なお、千葉県税理士会船橋支部の佐藤正憲委員は所要のため本日は欠席でございます。

2 市長挨拶・諮問書伝達

○職員課長

続きまして、船橋市長松戸徹よりご挨拶と諮問書の伝達がございます。よろしくお願いいたします。

○松戸市長

改めまして市長の松戸徹でございます。本日は大変お忙しい中、船橋特別職報酬等審議会にご出席いただきましてありがとうございます。そして先ほど委嘱状の方

をお渡しさせていただきましたけれども、ここでお引き受けいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

審議会ですが、ご承知のように市長の給料及び退職手当、そして、議員の報酬の水準についてご尽力いただくということになっております。前は令和 5 年に選挙があった際に、議員の皆様の報酬が水準かどうかということでご審議をさせていただきまして、その前が令和 3 年に私が三期目の市長に就任した際に、市長の給料及び退職手当についてご審議いただきました。

市民の皆様本当に信頼を得られる行政を行うためには、やはりこの報酬等について適切なのかということも非常に大きなファクターになっておりますし、ぜひ委員の皆様には屈託のないご意見をお出しただいて、どういった水準が適切なのかということをご意見いただければという風に思っておりますので、改めてよろしくお願い申し上げます。それでは、諮問を読み上げます。

諮問

船橋市長の給料及び退職手当について検討する必要があると思われまので意見を求めます。なお、改定の必要がある場合におきましては、改定額及び実施時期について提言くださいますようお願い申し上げます。

令和 7 年 10 月 7 日

船橋市長 松戸 徹

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○職員課長

ありがとうございました。

なお、市長は公務のため退席とさせていただきます。

○松戸市長

それでは、よろしくお願いいたします。

(松戸市長、退席)

3. 会長の選出

○職員課長

それでは、事務局にて進行を進めさせていただきます。

初めに会長の選出をお願いいたします。選出方法としましては、船橋市特別職報酬等審議会条例第四条の規定に基づき、委員の中から会長を互選していただくことになっております。よろしくお願いいたします。どなたかご発言をお願いいたします。

○篠田委員

商工会議所の篠田でございます。大事な会議でございますので学資経験者であり

ます青山学院大学の山本名誉教授にお願いしたいと思います。

○職員課長

今、篠田委員から山本寛委員という声が上がりましたが、山本寛委員に会長をお願いすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、山本寛委員に会長をお願いすることとし、今後の議事の進行をお願いさせていただきたいと思います。

それでは山本委員、会長席にご移動お願いいたします。

(山本寛委員が会長席へ移動)

○山本寛会長

山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議事を始める前に本日の傍聴の希望はございましたでしょうか。

○職員課長補佐

事務局です。特別職報酬等審議会につきましては、船橋情報公開条例第二十六条の規定に基づきまして会議が原則公開となっております。このため本日午前10時から20分までの間に傍聴の申し込みを受け付けましたところ、本日は傍聴の希望はありませんでしたのでご報告いたします。

4. 議事

○山本寛会長

ありがとうございます。それではこれから議事に入りたいと思います。

先ほどもあった通りこの審議会では市長の給料及び退職手当、この二点についてご審議いただくことになっております。

それでは審議にあたり事務局の方で説明資料を作っていただいておりますので、事務局の方にご説明をお願いしたいと思います。

○職員課長補佐

事務局でございます。お手元の資料のどこの箇所をご説明しているか分かりますようにテレビモニターで資料のページをお示ししながらご説明をさせていただきますので、どちらかをご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは事務局より資料の説明をさせていただきます。事前にお配りさせていただいております、令和7年度船橋市特別職報酬等審議会第1回資料、こちらに沿って説明いたします。

めくっていただいて、目次をご覧ください。

3 ページから 6 ページ目は前段の説明であり、報酬等審議会を設置する根拠について、特別職と・一般職と・それぞれの給与改定の考え方の違いや、市長の給与の構造について、給料・退職手当のほか地域手当・期末手当が支給されていますので・・・そこを説明、実際の支給額についても説明・・・現状どうなっているのか・・・把握してもらうもの。

7 ページから 13 ページは、審議を行うにあたり、国の通知で示されている項目の資料の説明となります。

①過去における特別職の給与改定の状況

②人口、財政規模等が類似している自治体の特別職の給与額（中核市・近隣市のもの）

③一般職の職員の給料改定率の状況、消費者物価指数とありますので・・・それをお示しするもの

14 ページ以降は参考として、近隣自治体の報酬等審議会の状況や、民間事業者の役員報酬をお示しするものとなります。

続きまして、3 ページをご覧ください。特別職報酬等審議会設置に関する条例と国通知を掲載しております。

まず、下段の枠になりますが国からの通知の中で・・・上から 1 行目の右の方のところですね・・・「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定については第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の構成を期す必要がある」とございます。そして、その審議につきましては、上段の枠になりますがけれども、船橋市特別職報酬等審議会条例にもとづきまして、先ほど、市長からの諮問を受け、今回、本審議会を開かせていただいております。

次に 4 ページ目をご覧ください。

特別職と一般職の違いについてです。特別職は市長や議員などが該当し、一般職は私たち事務局の職員もそうですが、一般職の職員を指します。中段の給与改定についてでございますが・・・、

特別職は「職務の性格、責任の度合い、他市の状況、一般職給与の改定状況、物価推移などを総合的に勘案し、特別職報酬等審議会の意見を聞いて改定する」ことになっております。一方、「一般職は、民間の給与水準に一致するよう、人事院が民間給与との比較をもとに給与勧告を行い（人事院勧告、人勧といいますが）それに基づき、毎年改定を実施しております」

なお、人事院勧告は毎年 8 月に出されており、その年度内に条例改正を行い、4 月に遡って改正を行います。そのため、今回お示ししている資料は人事院勧告前のもの、令和 7 年 4 月時点のものとなります。

次に 5 ページをご覧ください。市長の給与の構造を図示化しております。左側か

ら説明させていただきますが、まず毎月の市長に支払われる給与は、給料月額107万6千円に・・・水色の部分なのですが、地域手当が加算されています。右側の※1をご覧ください。この地域手当は「地域の民間給与水準の地域間格差を調整する手当」で、現在、船橋市では12%となっております。この地域手当についてですが、令和7年度は、船橋市に勤務する国家公務員が11%となるどころ、市への財政的な影響や、近隣市との均衡、そして人材確保への影響など、様々な要素を総合的に勘案して、本市職員については12%に据え置くことといたしました。

また、水色の・・・左下のところですが、年に2回の期末手当は一般職同様の算定式となっております。一般職の支給月数が変わればそれに連動して変わることとなっております。右側の米印の2をご覧ください。期末手当は、給料月額と地域手当を足したものに1.2をかけて、現在の支給月数の4.6をかけた金額となります。この地域手当と期末手当は、特別職においては「支給することができる」となっており、船橋市では国に倣い、それぞれの手当を支給することとしております。また、赤い枠の右側をご覧ください。市長の任期が終わると退職手当が支払われます。その額は「給料月額×在職月数×支給割合」となっており、その支給割合は現在のところ100分の44となっております。

今回本審議会で審議の対象となるのはこの図の赤く囲んである部分、給料月額と、退職手当の額についてとなります。

次に6ページをご覧ください。現在の市長の月収、年収と退職手当の額になります。

これは計算上の税控除前の金額であり、実際の手取りは、この額から税や保険料が控除された後の金額となります。

一番上をご覧ください・・・月収が給料月額に地域手当を含めまして120万5,120円、真ん中の段の・・・年収は月収の12か月分に期末手当を加えまして、2,111万3,702円となります。また、一番下をご覧ください・・・市長の任期は4年となっておりますので、任期満了に伴い退職する場合は、2,272万5,120円が支払われることとなります。

次に7ページをご覧ください。本審議会の審議内容について、何を参考にするのかについて国からの通知により示されております。

- 1 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 2 人口・財政規模が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 一般職の職員の給与改定の状況
- 4 近年における消費者物価上昇率

これらの項目を総合的に勘案し、給料及び退職手当について審議することとされております。

次ページからはこの「国から示された4項目」について順にご説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。市長の給料月額の改定経過です。

報酬等審議会は、平成3年から6回開催されており、グラフの吹き出し部分に引上げ、引下げの割合とそれぞれ主に審議された項目を記載させていただいております。なお、令和5年度は議員報酬が審議の対象となっております。市長の給料月額で申しますと、平成3年度・7年度の答申では（他の特別職の給料月額や、近隣市・類似市の改定状況等を勘案し）引上げ、平成18年度は（一般職の職員の給与改定の状況、他市との均衡等を勘案して）引下げ、その後、現在に至るまで据え置きの状態となっております。

これまでは一般職職員の給与改定状況、他市との均衡と社会情勢を加味して引上げ、引下げ、据え置き、またそれぞれの割合を決めてきた経緯となっております。

次の9ページは退職手当の経過です。

まず、上段左側の緑色のコメント欄をご覧ください。それぞれの期間における・・・退職手当の算定式が記載されております。例えば、一番左のコメント欄ですと、給料月額が105万円、在職月数が48か月、支給率が0.60とありまして・・・それが、一番下の年号に対応しています・・・平成8年度まで・・・がこの算定式となっております・・・この吹き出しにあるとおり・・・平成8年度に給料月額が105万円から114万円に増額改定されたことで、上段の緑色のコメント欄も給料月額が114万円となり、その状態が平成8年度から平成14年度まで続いております。

このオレンジ色の棒グラフをご覧ください。これは市長が退任された時の退職手当の額となります。一番左の平成5年度を見ていただきますと・・・棒グラフの上に3千24万円とありまして、これが退職手当の額となります。先ほどお話ししたとおり、平成8年度に給料月額が増額とされたことにより、3千24万円から3283万2千円に増額となっております。

平成14年度にある吹き出しをご覧ください。この時に支給率が0.60から0.55に引下げとなりまして、その右側にあります棒グラフの退職手当の額が3096万円に減額となっております。

ここで、一番下の真ん中にあります・・・点線の矢印をご覧ください。退職手当は条例改正により平成18年度から報酬等審議会の審議対象となりました。そのため、それよりも前の平成14年度は、報酬等審議会では審議せずに、条例改正により退職手当の支給率を引き下げたものでございます。この平成18年度の報酬等審議会において審議された後、給料月額が114万円から107万6千円となり・・・それに連動して・・・平成21年度、25年度の退職手当の額が2840万6400円となりました。

次に、右側の方をご覧ください。平成25年度については、オレンジ色の棒グラフと報酬等審議会の黒枠が重なっておりますが、これは・・・市長が退任された後に報酬等審議会が開催され、吹き出しにあるとおり・・・支給率が0.55から0.44へ引下げがなされて、それ以降・・・現在に至るまで・・・退職手当の額が2272万5120円となっているものでございます。

平成25年度の審議会において、この時・・・「一般職の職員が制度改正により支給水準の平均14.9%を段階的に減額していくこととなったこと」に伴いまして・・・、報酬等審議会の答申において「一般職の引下げ水準を上回る改定、もしくは任期終了時に市長自身が改めて支給金額について判断を行う」という両論併記となり、最終的に市長の判断により額にして約20%の減額が行われました。

また、実際に市長が受ける給料・退職手当は、こちらの図にある・・・条例の規定により算定して得た額から減額する場合もございます。(例えば)この平成25年度においては、市長が時限的に退職手当の減額を行うため議会に特例条例案を提出し議決されたことから、条例の規定により算定された額と比べますと、実際に市長が受けた退職手当は30%減額となっております。

なお、今回本審議会で審議するのは、この特例による減額とは別で、あくまで条例の規定により算定される「通常の船橋市市長の給料及び退職手当」となります。

次に10ページをご覧ください。

人口・財政規模が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額ということで、今回・・・中核市62市と近隣市10市について調査を行いました。始めに上段の表の左側・・・人口の欄をご覧ください。船橋市は中核市62市の中でも人口1位となっておりますので、その中から中核市の「人口上位10市」と比較したものとなっております。

人口の右側の欄をご覧ください・・・給料の月額・年額の他に、地域手当についての欄がございますが・・・地域手当は・・・市によって支給している市、支給していない市、その分を加味しながら給料月額を決めている市などがあることから、比較対象として・・・給料月額に地域手当の額を加えた「月間の支給額」の欄も設けております。これらで比較しますと、船橋市は給料月額で中核市30位・・・これは10位以下において額が上回る中核市が他にあるためです・・・また、月間支給額ですと・・・7位・・・その右側の期末手当の年額ですと中核市で3位、これらを合計しました・・・年間の支給額ですと・・・中核市で5位となっております。

また、下段の表をご覧ください。参考として近隣5市との比較を本ページで示させていただきます。こちらの近隣市ですと、給料月額・・・月間支給額・・・期末手当・・・年間支給額・・・いずれにおいても・・・千葉市に次いで2位となっております。

次に11ページです。

市長の退職手当の比較となります。左側の表をご覧ください。中核市人口の上位10市の比較となっておりますが・・・退職手当の額について、船橋市は中核市62市中で43位となっております、また、右側の表をご覧ください・・・近隣市ですと(人口の順位と前後するのですが・・・)千葉市、松戸市に次いで3位となっております。

次に12ページです。

一般職の職員の給料改定率となります。一般職の給料は人事院勧告に基づき、据

え置きの勧告となる場合を除き、基本的に毎年改定を行っておりますため、資料では人事院勧告の改定率を示させていただいております。

平成２年度から載せさせていただいておりますが、これを見ますと平成２年度から平成１０年度までは毎年３％から１％を超える給与の増勧告がみられます。その間平成３年度、平成７年度と報酬等審議会の審議を経て、市長の給料月額も引上げされております。その後、図のオレンジ色の箇所が減少している箇所となりますのですが・・・平成１４年度から減少傾向となり、平成１８年度には職員の給与構造改革がありまして・・・一般職職員の給料月額が減額となり、同年度の、平成１８年度の特別職報酬等審議会の審議を経まして、市長給料月額は引下げとなりました。それ以降は１％以下の小幅な動きで増減を続けておりましたが、令和４年度の改定率は０．２３％、５年度は０．９６％、６年度は２．７６％、そして今年度は３．６２％となっております。

なお、先ほど人事院勧告の説明をしましたが、他の資料については今年の４月１日時点の内容であるため、まだこの３．６２％が、反映されておられません。これから人事院勧告に基づき条例の改正案を提出し議会の承認が得られましたら、４月に遡って反映されることとなります。

また、先ほどの資料にもありました、期末手当の支給月数につきましても、現在のところ４．６月と説明しましたが、今回の人事院勧告では４．６５月と示されておりますので、同じく議会の承認が得られましたら、４月に遡って反映されることとなります。

１３ページは消費者物価指数の推移です。

平成２年度からの推移を載せさせていただきました。先ほどの人事院勧告の給与改定と同じような動きとなっておりますが、これは、民間給与をベースとして人事院勧告がなされているためです。平成２年度から平成６年度まで物価上昇があり、その後平成１０年度をピークに緩やかに減少傾向となりました。その後緩やかに上下しながら平成２５年度以降に上昇している状況でございます。

令和元年度から令和３年度にかけては横ばいの状況となっておりますが、その後、令和６年度にかけて上昇しております。

次に１４ページをご覧ください。市長給料に関する、近隣自治体の特別職報酬等審議会の実施状況と改定状況となっております。本市ですと、令和３年度に市長給料・退職手当を対象とした審議会が開催され、据え置きの方申となっております。最後に市長給料を改定したのが平成１９年度、５．６１％の引下げとなっております。近隣市ですと、千葉市が平成２９年度に開催して、一般職の給与改定を勘案し、３０年度に引上げの方申、柏市が令和５年度に開催し、６年度から市長給料が引上げとなっております。市川市は審議会が常設となっておりまして、市長が諮問をせずとも審議会が開催されまして、据え置き、松戸市は平成１８年度に据え置きとして以降、審議会が開催されていません。

また、東京都・神奈川県の政令指定都市、中核市の状況ですが、横浜市、川崎市、相模原市、八王子市が令和6年度に開催しており、そのうち川崎市、相模原市が、平成9年度以降、28年ぶりの引き上げ、横浜市は他市との比較等により据え置き、八王子市は毎年報酬審を開催しているとのことで、据え置きの答申となっておりますが7年度の審議会にて増減を決める予定とのことです。

15ページは参考として民間事業者の役員の年間報酬額との比較です。

船橋市長の年間報酬額は一番下の、水色のグラフになります。船橋市は正規職員数でも5千人を超えておりますので、比較として3,000人以上の役員報酬（赤い折れ線なんですけど・・・）と比較しますと、平成30年度から令和4年度にかけて役員報酬は伸びておりまして、差が広がっている状況となっております。

本調査は人事院が行っている「民間企業における役員報酬調査」で企業規模500人以上の本店事業者を調査対象としており、全体の報酬額推移が真ん中の青色の折れ線となっておりますが、そことの差も若干ですが広がっている状況となっております。500人から1,000人規模の役員報酬ですと、横ばいとなっております、差はそれほど広がっていないということになります。

○山本寛会長

ありがとうございました。事務局の方からの資料のご説明でした。

ここまででご意見ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

（意見なし）

それでは続きまして、各委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。給料月額と退職手当それぞれについて引き上げ据え置き引き下げ等のご意見をいただきたいと存じます。

先ほど事務局の方からご説明がありましたが、仮に退職手当につきまして引き上げになった場合は給料に連動いたします。すなわち退職手当というのは給料月額かける在職月数かける支給割合ということになりますので、退職手当の引き上げ引き下げというのは支給割合の引き上げ引き下げを意味するということになります。

ここから先のご意見は現在の市長ではなくて、今後を含めた船橋市の市長に対してのご意見を頂戴できればと存じます。

それでは配布されている委員の名簿一覧の順にご意見を頂戴したいと思います。それでは伊藤委員お願いできますでしょうか。

○伊藤委員

税理士会の伊藤と申します。よろしくお願いします。

市長の給料っていうのはここで初めて知ったような状況でございまして、正直な意見としましては、市長の給料って安いのだなっていうのが第一印象でございました。

船橋市を企業に例えたとしたら、企業であれば給料が上がるのはやっぱり収益が

上がった時だと思います。船橋を収益に例えると、税収っていうところが主になるのかなという考えがございまして、税収も上がっている。なおかつ人口も上がっているというところで、それに対して給料としてはもうちょっと高くてもいいのではないかなという感じはいたしました。

○山本寛会長

伊藤委員からは一企業としての収益、税収との関係、税収と人口の伸びという関係から貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。
続きまして、篠田委員よろしく願いいたします。

○篠田委員

個人的には市長一生懸命やっているので上げてあげたいのですけども、日経の表がございまして、千葉県の4月から9月の企業倒産は150件と10年間で過去最多とあります。また一般の企業、特に商工会議所は中小零細企業の集まりでございまして、500人以上とかそういう会社とは違います。船橋の飲食店とか商店街のことを考えますと、本当に市長は一生懸命やっているので上げてあげたい気持ちあるのですけども、この近隣の5市と比較して、ちょっと安めなのかなと思いますけれども、とりあえずは、このまま現状維持でいいのではないかなという風に思います。以上です。

○山本寛会長

ただいま篠田委員からは中小零細企業を中心としたと倒産件数の関係のデータをお示しいただきながらご意見をいただきました。ありがとうございました。
それでは続きまして田中委員よろしく願いいたします。

○田中委員

私も先ほどのご意見通りではあるのですけれども、まず市長の給与というものをあまりよく存じ上げないです。今ここで知りましたっていう状況ですけれども、昨今の物価高ということで世間一般的には給与を上げていこうっていうトレンドにはなっていると思うのですけれども、まあ、まずそこから上げるっていうようなところではがまあ最優先なのかなってところもありますので、まあ市長そうですねまあ、あの先ほどありましたように給料もうちょっと高くてもいいのではないかってご意見あの重々分かるのですけれども、まあ他にやるべきことがあるかどうかを検討の上、そちらにいくっていうのがよろしいのかなというような個人的な考えますので、かといって下げるということはないとは思いますが、据え置きがよろしいのではないかなというのが個人的な考えでございます。以上です。

○山本寛会長

物価高との関係についてのご見解をお示しいただきながらご説明いただきました。ありがとうございました。

それでは続きまして茶谷委員よろしく願いいたします。

○茶谷委員

私も船橋市長のお給料を見るのはちょっと初めてだったのでよくわからないのですが、昨今、物価上昇や周りの中小企業の状況も見ますと、それなりに上がってきているのかなとは思いますが。

しかし、長であるというところで、やっぱり最後に上げるのかなってというのが私の考えでありますので、ここは据え置きという形がいいのかなと思います。以上です。

○山本寛会長

中小企業の給与の傾向等も勘案したご意見をお聞かせいただきました。ありがとうございました。

それでは引き続きまして早川委員よろしく願いいたします。

○早川委員

私は今回初めて市長のこういう報酬について伺いまして、市民感覚としては結構高額だなんていう感じがあるのかもしれませんが、一般企業の報酬とか、あるいはこれだけの人口を抱えているところからすると、やっぱり低いなんていう印象を否めません。もうずいぶん昔から据え置きの状況になっているので、今回所案の情勢あるかもしれませんが、ぜひ引き上げをしてはいかがかなという風に考えております。以上です。

○山本寛会長

市民感覚、一般企業との報酬の比較、それから他市との比較の観点からご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

それで引き続きまして山田委員よろしく願いいたします。

○山田委員

法人会の山田です。よろしくお願いします。

私も今までの皆様方のご意見、その通りという感覚ですけど、先日レクチャーを受けまして、まず思ったのがこの人口規模、それから予算規模からいくと、かなり安いなという感覚は正直ありました。ただ、一般企業と比べてと言いますけども、市は一般企業ではないので、どうやって考えるかということなのですけども、やはり税金を使って市のための様々な要請を行っているということで考えると、感覚的には安いとは思いつつ、やっぱり上げるのはどうなのかな？というところが正直なところなんです。ただ物価も上がってきておりますし、全体のことを考えれば、割合として、そんなには上げられないにしても、気持ち上げてもいいのかな？というのが正直なところなんです。以上です。

○山本寛会長

人口規模や予算規模での比較から市民感覚とか、物価高の状況から見たご見解の方をお示しいただきました。ありがとうございました。

続きまして、山本委員よろしく願いいたします。

○山本委員

弁護士会の山本です。

特別職の給与改善に際して参考する項目というものを検討すると、上げる方向で考えるというのが自然なのかなという気はします。物価もそうですが、一般職の職員の給与改定の状況など、民間との比較という話もありましたけれども、先ほど現市長のことだけではなくということで、今後の市長のことも考えてということなのでしょうけれども、次の方が考慮する金額のベースになってくるかと思います。この次に特別職報酬等審議会が開かれるかどうかというところもあると思うのですが、そうなってくると低すぎて有能な人が来てもらえないっていうのは大変市民としては困ると思いました。他と比べて近隣同規模と比べてということではありますけれど、申し上げて良いか分からないですけれども、特に最近は市長の問題っていうのが結構出てきておりまして、有能かつ常識的な方が魅力を感じてくれる金額に最低でもしなければ、責任に目を金額のもとでその手腕を振るっていただけないという環境の整備としては、しばらく据え置かれているようですから、タイミングで上げていただいてもいいのかなという気がしました。逆に言うところのタイミングで上げないといつ上げるのかしらという感じはしました。以上です。

○山本寛会長

物価高や一般職との比較、特に次回との比較という観点での魅力を感じる給与という観点からご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

それでは吉田委員よろしく願いいたします。

○吉田委員

私も3年前この審議会の方を担当させていただいた時にはコロナで住民も大変苦しんでおりましたので、それで市長のお給料を上げるっていうことはどういうものかっていうことで審議させていただきました。それで一応色んな面で考えたところ、今回は据え置きにしましょうって結論が出たのですが、今市長のお給料の状況が何年かも据え置きになっておりますので、私は市長の活躍とか行動を色々見ておりますと、少しここで気持ち上げてあげてあげても良いのかなと思っております。以上です。

○山本寛会長

3年前の貴重なご経験、それからこれまでの経緯を経たご意見の方を頂戴いたしました。ありがとうございました。

私の方から少し長めになりますけれども見解の方を話させていただきたいと思い

ます。学識経験というようなことで、私経営学的なこともやっておりますので、特に船橋市に限定した話ではなくて、一般的な色々な自治体において、市長を市の経営者と見立てた場合のお話をさせていただきたいと思います。ご存知の通り市に対する市民の方のニーズは非常に増大して多様化しております。それに応えながら都市づくりを進めていくというためには、市民の皆様と協力しながら、そして市役所が持っている色々な人物金情報といった資源や財源を法律的に活かして仕事することが求められるという風に言われております。少し言い方を変えると船橋市という都市の最高経営責任者、ガバナンスというのですかね？統治能力、これが問われるのではないかなと思います。なぜ企業の経営との関係をお話したかという、税収を増やすとともに、できれば最小のコストで市民サービスを最大化していくと、この観点っていうのは若干、市政っていうのは企業の経営と似ているのではないかなという風に思ったからでございます。ではこれについて少しだけ詳しくお話させていただきます。

まず経営者としての市長に求められる役割、視点の観点、そして経営者としての市長のメリットとデメリットをお話させていただきます。まず経営者として考えた時の市長の役割って 5 つあるのではないかなという風に考えております。まあ、1 つ目ですが、市長がのトップとしてのリーダーシップと将来ビジョンをどういうふうに策定していくかという点かなと思います。これには当然、日本、世界の時代のこれからの変化を見据えて今後市政をどうしていくかという方向性とか目標を定めたビジョンを決めて、そして、できれば市民の方や専門家の意見も聞きながら、市の将来像を描いていくと、これは重要な役割かなと思います。2 番目が何と言っても財政基盤の強化かなという風に思います。やはり先ほどのお話で出た通り税収増を目標として、できれば住民の方にできるだけ来ていただく、それから企業を誘致していく、それから現実問題にある未収金をできるだけ回収していく、効果的な行財政改革を通して市の財政を健全化していくというのが 2 点目であるかなと思います。3 点目がやはり市民というのは市にとってみればお客様という風に考える視点があるかなと思います。言い方を変えると市民は株主、そして市役所はサービスを提供する企業、産業かなという風に考えて、何を目指すべきかということ市民満足度だと思います。市民の満足度を高めて、そして行政サービスを低下させない、それが 3 点目です。4 番目、これはあの市長にしかできないことだと思いますけど、よく企業でも言いますが、トップセールスですね。市の顔になりますので、市の顔として積極的に外部に出て行って、市の魅力を PR していただく、そして投資も呼び込んでいただくという点です。それが外だとすれば、最後の 5 番目は組織、経営者としてのマネジメントかなと思います。やはり市長としてリーダーシップを発揮すると同時に職員の皆様の意識を変えていく。例えば働きやすさ、働きがいを高めていくと、言うことを通して、市役所全体の活性化や効率化を推進していく。この 5 つが求められると思います。これをまとめると、市民のためということと外部との連携、この 2 つの視点で欠かせないかなと思います。

それでは最後にメリットとデメリットを 3 つずつお話して、私の見解とさせていただきたいと思います。まず、権利者として市長を考える時のメリットの 1 番目と

というのは、行政サービスをできるだけ法律化していくことかなという風に思います。例えば指定管理者制度とか市場化テストなどと言われるとおり、多くの市で、民間企業の手法を導入しております。そういうことで行政サービスをできるだけ効率的、無駄なことをしないで最大限の効果を上げていくっていうのは1番目で、2番目が財政の健全化です。もうとにかくホスト意識と収益を伸ばしていく。それだけじゃ駄目なわけですが、財政状況の改善につなげていくという点です。3番目がトップセールスです。先ほども話しましたが、企業を誘致していく。それから場合によっては観光客の入り込み件数を増やしていくようなことによって、市の経済を活性化させていくと、これが見られるのではないかなと思います。ただあの場合によってはこういうデメリットもあるのではないかなというデメリットを3点お話ししたいと思います。1点目があまりにも利益とか収益を最優先になり過ぎると、例えば福祉ですとか環境保全といった場合によっては少し採算性が取りにくい分野の施策が軽視される可能性があるということで、この点は十分注意する必要があるかなと思います。2番目がもしかすると陥りがちなのは、短期的な成果、1年ごとの成果に偏り過ぎるということがあると思います。ただ皆様ご存知の通り街づくりというのは1年2年じゃなくて、もっとずっと続いていく部分も非常に多いということで長期的な視点も必要かなと思います。3番目これはないとはもちろん思うのですが、例えば他の市で企業経営者出身の方が市長になった場合ってどうしても市民の方の多様な意見を聞いて時間をかけてという部分よりも、自分自身の経営者としての経営判断を優先してしまって市民の方の本当にやりたいこととの間に乖離が生じるなんてことがあろうかなというふうに思います。この点を私なりに少し研究していた観点がございまして、今後検討の中に入れていきたいなというふうに考えております。

それでは、ここまで各委員の皆様からご意見をいただきましたので、追加のご意見ですとかご質問がございましたら各委員からよろしくお願いいたします。

○早川委員

私今地域活動中心にやっておりますけれども、現在船橋24コミュニティ889の町会自治会がございまして、各コミュニティで、あるいは町会単位でもそうなのですが、夏祭り盆踊り秋祭り、それから敬老会、運動会、色々な行事を取り込みながら、地域の親善に努めているところが大変多くございます。松戸市長にご案内をすると、本当にこまめに全地区というのも無理なところあるかもしれませんが、回っていただいて、まさに先ほど会長おっしゃった収益の面ではないのですが、トップセールス的に船橋市の知名度、認知度、こういったものの向上に大変努めておられるように思っております。(市長に) ちらっと伺うと、年間のご自分の日にちは正月三が日の三日ぐらいでも、1月も各地区の新年会等にもこまめに顔を出されていて、本当にそういう意味でのご苦労っていうのは多いなと。先ほどお話ありましたように、これが直接報酬に結びつけるかどうかというのは別にして、これは市長の責任だということであれば、役割だということであればそれまでかもしれませんが、気持ちとしては何とか報いてあげられればいいかなというのが率直なところなんです。

○山本寛会長

町内会自治会等におけるきめ細かな活動のご状況等をご検討されたご意見大変ありがとうございます。

今の早川委員のご意見に対してでも結構ですし、他のご意見でもございましたら、皆様からどうぞよろしく願います。

○伊藤委員

私は農業の関係で大変お世話になっておりまして、私共の管轄は4市でございます。これだけは言いたいなと思ったのですが、農政について4市ある中で一番ご協力頂いているのは船橋さんってところは非常に強調して言いたいなと思ひまして言わせていただきました。以上でございます。

○山本寛会長

農政の観点からの貴重なご意見頂戴いたしました。ありがとうございました。

他に委員の方々から、お二人のご意見も絡んでも結構ですし、他のご意見も含めてございましたらよろしく願います。

○篠田委員

会長のご意見等をお伺いして、多少あげてやってもいいのかと。個人的には本当によくやっているので上げてあげたいのですが、しかし中小企業の現状からするとどうなのかなってことだけなので、個人的には先ほど申し上げたように上げてあげたいという気持ちは十分あります。以上です。

○山本寛会長

現場の中小企業のご状況についてのご見解も含めてご意見いただきました。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○田中委員

質問ですが、我々船橋青年会議所では役割が変わるところもありまして、前回本審議会が開催された際に出たのは私ではないので今回が初めてなのですが、この給与の改定のタイミングというのは毎年あるものなのでしょうか。それとも数年に1回みたいな感じなのでしょうか。

○山本寛会長

それにつきましては事務局の方からご説明をお願いします。

○職員課長補佐

基本的に市長のご判断によりまして諮問してこの審議会が開催されることになっ

ているのですが、こちら議会等でもご説明しているところなのですけれども、市長選が終わりまして任期の開始の時にこの審議会を開いて今後の市長の給料等が適正であるかどうかというところのご判断をしていただくというところでやっておりますので、この任期が始まる年、今回ですと7年度というところで開催をしています。4年に1回開催するということになっております。

○田中委員

今のお話伺いまして、先ほど山本委員からお話があったと思うのですが、今あげなきゃいつあげるかみたいなお話です。4年に1回なのであれば次回またこの今回据え置きをしたことによって次回転タイミングっていうのは4年後、という風に考えると、多少あげてもいいのかなっていうようなあの意見が出てきて、それは至極妥当な考えかなという風に個人的には思いました。以上でございます。

○山本寛会長

次回予想される審議の観点からご意見頂戴いたしました。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。それではございませんようでしたら、そろそろ意見の集約という形に移らせていただきたいと思います。

本当に各委員の皆様から色々なご立場で貴重なデータも含む様々なご意見を出していただいております。本日ご欠席されている委員の方もいらっしゃると思いますので、今回この場で方向性を決定してしまうっていうのは少し難しいのではないかなという風に考えます。すなわちもう少し次回の審議の時にご議論いただくということもありかなと思っております。そこで委員の皆様方にお尋ねしたいんですけども、最終的に次回に方向性を決めていくにあたり、次回の審議までに事務局の方に今回以外に用意していただくような資料がございましたらご提案等いただければと思いますがいかがでしょうか。それではこの場では追加の資料のご要望がないということです。次回の審議会にて方向性を決めていければということでよろしいですか。3回目で実際の改定額を決めてかないといけませんので、そちらを書面で審議していきたいというふうに考えます。それでは今後の進め方についてご説明お願いしたいと思います。今後の日程等ご説明よろしく願いいたします。

○職員課長補佐

事務局です。今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。次回第二回の審議会につきましては、11月5日水曜日の10時半から開催とさせていただきます。本日の内容につきましては意見を取りまとめて整理させていただいた上で、次回の会議の時にまとめたものをお示しさせていただければと思います。以上です。

○山本寛会長

事務局から今後の日程についてご説明がありました。

他にご意見等、この場でおっしゃりたい方いらっしゃったらよろしく願いいたします。

○職員課長

次回の資料について、今この場ではなかなかぱっと出ないと思いますので、戻られまして、こういうのがあったら次回いいのではないか？というのがありましたら是非、事務局にご連絡いただきたいと思います。また、何もないというのもあれなので、私どもと会長と先ほど経営学の視点というお話もありましたので、例えば財政状況とか…そういったものがあったら分かりやすいのではないかとということになりますので、会長と相談して次回の資料も作りたいと思います。そちらでよろしいでしょうか。

5. 閉会

○山本寛会長

事務局から次回ご用意する資料について皆様にお考えいただくと、私も含めてなんですけども、貴重なご意見をいただきましたがそれでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。それでは以上をもちまして、第1回目の審議会を終了させていただきます。皆様の貴重な、そしてスムーズな運営にご協力いただきましてありがとうございました。では本日は終了いたします。ありがとうございました。

11時35分閉会